



生物多様性条約COP 10ハイライト

2010年10月21日木曜日

ワーキンググループIは、農業部門の生物多様性、バイオ燃料、侵略的外来種(IAS)、世界分類学イニシアティブ(GTI)、インセンティブ措置に関する決定書草案を検討した。ワーキンググループIIは、世界植物保全戦略(GSPC)、第8条(j)項(伝統的知識)について議論した。ABSの交渉は、緊急事態、伝統知識(TK)、遵守、序文に焦点を当てた。昼夜にわたり数件のコンタクトグループおよび非公式グループの会合が開催された。

ワーキンググループ I

参加者は、持続可能な利用および地球工学的措置に関する議長の友グループの報告を聞き、海洋および沿岸域の生物多様性に関するコンタクトグループからも報告を聞いた、いずれのグループも作業を終了するにはさらなる時間が必要であると述べた。

農業部門の生物多様性：議論で焦点が当てられたのは、CBDとFAO食料農業遺伝資源委員会(CGRFA)との合同作業計画第2フェイズであった。フィリピン、エクアドル、太平洋諸島、アフリカン・グループ、EU、ノルウェー、マレーシアは、特許および知的財産権(IPRs)の動向に関する作業を支持したが、オーストラリアは反対した。エチオピアは、途上国における自給自足の農業従事者の権利に留意するよう求めた。ノルウェーは、バイオ燃料および生物多様性に関するCBD-CGRFAの合同作業を支持したが、日本、インド、カナダは反対した。フィリピンとトルコは、この概念において「土地の安全保障に対する影響」という表現を求めたが、アルゼンチンは反対した。

参加者は、豊かな生物多様性を持つ農業地域の保全および持続可能な管理に言及する3つのオプションについて議論したが、合意には達しなかった。スイスは、小自作農および小規模農業従事者にもっと注意を振り向けるよう求めた。CBD同盟は、先住民の農業従事者の役割を強調し、土地の権利確保を求めた。IIFBは、食料安全保障と主権、気候変動との関係について質問した。

バイオ燃料：ブラジルは、世界バイオエネルギー・パートナーシップ(GBEP)が、バイオ燃料を議論するに最もふさわしい国際フォーラムであると述べ、CBDが国連エネルギーに政策ツールのとりまとめに貢献するよう提案した。アフリカン・グループ、日本、スイス、ジャマイカ、インドは、ILCsの土地の権利および持続可能な実施手法を確保し、ILCsへのマイナスの影響を是正するとの提案を希望したが、ブラジルは「土地の権利」という表現に反対した。



ブラジル、太平洋諸島、ドミニカ共和国、日本、エルサルバドルは、CBDがバイオ燃料および生物多様性に関するツールの自主的な利用を可能にするため、これらの情報を広めるよう要請することを希望した。アフリカン・グループ、スイス、ケニア、キューバ、アラブ諸国は、むしろバイオ燃料および生物多様性に関する基準および方法論のツールキットを作成することを希望した。ブラジルは、「立ち入り禁止」区域のインベントリ作成に反対したが、アフリカン・グループとロシア連邦は支持した。

侵略的外来種 (IAS) : ブラジルは、バイオ燃料の生産および利用、そしてバイオ燃料生産でのIASの利用における予防的手法の適用に反対した。太平洋諸島、スイス、インド、ロシア連邦、アフリカン・グループは、バイオ燃料生産および利用におけるIASの利用に予防的手法を適用するよう希望したが、ドミニカ共和国、日本、パラグアイ、マラウイ、ジャマイカ、ニュージーランドは、バイオ燃料の生産に利用される生物種が侵略性を持ってきた場合、予防的手法を適用したいとのべた。

合成生物学 : ブラジルは、特別専門家会合 (AHTEG) の会議開催に反対し、締約国に対し、合成生物学で生産されたLMOsの環境放出を回避するよう求めた。太平洋諸島は、AHTEGの会議を招集するのではなく、合成生物学の評価を行うことを希望した。ニュージーランドは、合成生物学は新しく登場した問題としてインターセッションで議論することを提案した。議長のHuflerは、Ole Hendrickson (カナダ) とGiannina Santiago (コロンビア) が共同議長を務めるコンタクトグループを設置した。

侵略的外来種 : 議長のHuflerは、スペインがペットや水槽、飼育器用として、さらには生餌、生の食品として導入されるIASに関し、提案されているAHTEGのための資金供与を約束したと参加者に伝えた。EU、ベラルーシ、ノルウェー、タイ、韓国、コスタリカ、アルゼンチン、アフリカン・グループは、AHTEGが国際基準の作成に実務的な指針を与えることを提案したが、ブラジル、オーストラリア、マレーシア、ニュージーランドは反対した。南アフリカは、AHTEGが「科学的、技術的な」国際基準を作成することを提案した。タンザニアは、ILCsがIASおよびTKの問題の議論に参加するとの表現を提案した。世界侵入種計画 (GISP) は、AHTEGを支持し、国内での実施に向けたガイダンスが必要だと強調した。議長のHuflerは、国際基準に関する意見の相違を解決するため非公式協議開催を勧めた。

世界分類学イニシアティブ (GTI) : 数名の参加者が、次の項目に関する表現に原則賛成であると述べた : 非商業的 생물多様性の研究、および地域や小地域の科学的、技術的協力では関連する国内法に則り、分類学上の証拠標本を交換する ; 生物多様性のインベントリおよびモニタリングでの分類能力支援への資金供与優先、これにはDNAのバーコード化など新しい技術の利用も含める。ABS議定書ならびに資金メカニズムの指針の交渉がまとまるまでは、これらの括弧書きを残しておくことが決定された。タンザニアは、専門の分類



学者に対するインセンティブの必要性を強調した。ブラジルは、途上国における国内分類収集活動を保護するよう求めた。

インセンティブ措置：多数の締約国が、既存の逆インセンティブを積極的に特定し、排除し、緩和するため、その努力を一層優先させ、大きく推進するよう締約国に求めるとの文章の削除を指示した。しかし、産業への特定の言及を含めることでは合意がなかった。また参加者は、持続可能な消費および生産パターンの実施に関する文章も検討した。カナダは、TEEBの研究への言及を提案し、スイスはこれを支持した。

ワーキンググループ II

世界植物保全戦略 (GSPC)：マレーシアは、GSPCと目標の更新を支持し、フィリピンとともに、戦略計画にあるポスト2010年の目標と対応させるべきだと付け加えた。日本は、より成果本位の目標を歓迎した。EUは、植物の多様性保護を国内政策に盛り込む必要があると強調し、多様な耕作地は食料安全保障に貢献すると強調した。メキシコとニュージーランドは、GSPCを国内および地方の優先策に合わせる柔軟な枠組みであるとして歓迎し、フィリピン、シンガポール、ベニンと共に、真菌類（キノコを含む）に目を向けるよう求めた。コスタリカは、GSPCとバイオ燃料および気候変動との結びつきに焦点を当てた。FAOは、GSPCと農業など関連分野との国内レベルでのシナジーを指摘した。ベニンは、花粉媒介者も含めるよう提案した。カナダは、GSPCの技術的根拠についてさらに作業するよう求めた。グアテマラは、先住民の知識とより全体的な手法との統合を提案した。インドネシアと南アフリカは、キャパシティビルディングを強調し、ジンバブエと共に、植物の利用や分類ではTKに焦点を当てるよう求めた。

ブラジル、東チモール、その他は、資金や技術移転の必要性を強調した。アフリカン・グループ、その他は、2011年以降、GSPCの調整を行う事務局の担当者のため、資金や人材を求めるとの提案を支持した。韓国は、分類学者の不足を指摘し、専門家や専門性の国際的な交流、交換を提案した。南アフリカは、重要な生物学的情報を一般にアクセス可能なデータベースに入れることを強調した。

第8条(J)項：ILCの参加：EUとアフリカン・グループは、全てのCBDの意思決定プロセスにおける、ILCsのキャパシティビルディング、および全面的かつ効果的な参加を強調し、ブラジルとともに、TK保存では先住民の女性が特別な役割を果たせると指摘した。ペルーは、ILCの管理体制の一環として、PICを強調し、特にABSのアレンジの交渉でのキャパシティビルディングを求めた。インドネシアは、TKに関するILCの権利を保護するよう求め、公平で平等な利益配分を求めた。アフリカン・グループは、ILCsがTKの利用による利益を受け取るべきだと述べた。

第8条(J)項 多年度作業計画 (MYPOW)：EUとカナダは次の項目に対する支持を表明した：CBD第10条（持続可能な利用）の構成要素を取り入れ、特に第10条(c)項（慣習的利用）に焦点を当てる；この問題に関



する国際会議開催；主題項目やクロスカッティングイシューの議論を進化させる、さらにEUとカナダはノルウェー、ボリビアと共に、第8条(j)項ワーキンググループ7の最初の項目として気候変動を提案した。ブラジルはこれに反対し、UNFCCCのマンドートを想起した。メキシコは、第8条(j) 項MYPOWに関する適切な資源の必要性を強調し、タイは、関係活動を支援するようGEFに要請することを提案した。EUとブラジルは、地域社会の効果的な参加と共通の特性に関するAHTEGを支持した。韓国は、TKとその範囲を定義づけるよう求め、ILCの法的な立場の定義づけも求めた。UNESCOは、言語学的多様性指標を提案した。

特別な (Sui generis) システム：EUは、ILCの全面的な参加を求め、ニュージーランドと共に、事務局がこの件に関するCDMでの作業について、WIPO IGCに連絡し続けるよう提案した。アフリカン・グループは、特別な (sui generis) システムを用いてアクセスする知識を保護すべきであり、それにより利益配分を確保すべきだと述べた。ボリビアとIIFBは、特別な (sui generis) システムの開発があまり前進していないことに留意するよう求め、先住民との共同作業を提案した。

倫理行動規定：EUは、ILCsとのインタラクションの指針となり、TKを保護する規定の採択を求めた。インドは、ABS交渉の結果を待つよう提案した。ボリビアと国際先住民族フォーラム (IIFB) は、UNDRIPに則った先住民の自由なPICへの言及を要請した。ブラジルは、「ILCsの参加と承認」という表現ではなく、PICを含めることを支持した。また同代表は、ILCsに影響する全ての活動にこの規定を適用するため、伝統的に利用されてきたまたは占有されてきた土地や水系についての表現で保留されているものについて、慎重な議論が求められると述べた。モロッコは、ILC法、実施手法、プロトコルの検討を提案し、TKを保全のための1つのツールであると認めた。カナダは、保留されている問題を議論する非公式協議の開催を提案した。

ABSに関する非公式協議グループ

緊急事態：少人数グループ共同議長のde Carvalho Netoは、緊急事態の定義に関する保留された問題について報告し、人間や動物および植物の健康に損害を与える可能性がある問題を扱う特定の国際機関に言及する必要性についても報告した。午後、少人数グループは、緊急性の表現について、「現在の (present)」緊急事態または「直近の (imminent)」緊急事態にするという2つのオプションに絞り込んだ。

伝統的知識：少人数グループ共同議長のLoweは、遺伝資源に関係するTKについてのABS国内法の遵守を目的とする適切な措置についての進捗状況を報告し (12 bis)、誘導体への言及や、締約国の法制とするか各国の法制とするかなどが保留されていると報告した。参加者はカナダの提案を受け、「適切な場合、適切な措置」をとるよう締約国に要請することで合意した。

公的に利用可能なTKに関する第9.5条および第12条bisの効果の評価に関し、EUは、COP決定書の中に、「国際レベルでの開発に鑑み、特にWIPOで行われる作業に鑑み」、評価を行うべきとの表現を入れるよう要請し



た。全ての途上国地域は、WIPOへの言及に反対した。参加者は、この条項をさらに拡大するオプションについて議論し、結局「特にWIPOなど他の国際機関で達成された作業、ただしこれらが条約または議定書の目的と逆行しない限り」という表現で合意した。

公的に利用可能なTKに関する少数者グループは、保留された問題を解決できていない、これは次の項目について参加者の意見が一致しなかったためである：公的に利用可能なTKという表現を入れるかどうか；締約国がとるべき措置に関し、拘束力のある表現を用いるか拘束力のない表現を用いるか。

序文：午後、ICGは、序文のパラグラフに関する議論を中断した、これは水曜日に少数者グループで提案された新しい文書について、少数の地域グループから協議する時間がほしいとの要請があったためである。

遵守：午前中、少数者グループは、チェックポイントに関する表現を検討したが、合意には至らなかった、この表現には次のものが含まれた：関連する情報の提供を怠った場合の結果；利用者または提供者（provider）に対し、MATでの報告書作成および実施対応を要求するか、それとも奨励するか；遺伝資源のモニタリングまたは、その利用の追跡および報告に費用効果の高いコミュニケーションツールの利用を奨励するとの表現方法。その後、参加者は、遵守の支援においてデータベースが有用かどうか議論し、大半の途上国は、この表現の削除を希望したが、合意にはいたらなかった。

午後、参加者は、PICを認める、さらにはMATを確立する決定の証拠となる認可または認証の発行に関し、アクセス関連の措置を議論した。(第5条(2)(d)項) 参加者は、この条項は国内の認可に関するものであり、遵守の国際的な認証と混同しないようにする必要があると認識した。認可の発行を「アクセス時」におこなうべきかどうか注目した議論が長時間続き、先進国は、法的明確性への言及保持を支持した。その後、第5条(2)(d)項の下での認可；ABS CHMで利用可能な認可は遵守の国際的認証になるとした第13条(2)項の下での認可、締約国に対しPICを行う決定はABS CHMが利用できるようにすることを要求する2つのパラグラフ（第5条(3)項と第11条(2)(c)項）との間で、重複の可能性がないか、一貫性をとる必要があるかに焦点を当てて議論した。参加者は、CHMでの登録に続く、第5条(2)(d)項の下での認可は遵守の国際的認証になると指摘し、各条項間の関係明確化を図った。一部のものは、混乱を避けるため第5条(3)項の削除を提案した。他のものは、この議定書は締約国に対し、PICに関する決定を公表し、国際的な認証発行の強制的義務を作ってほしいと希望した。参加者は、非公開での協議の後、第5条(3)項および第11条(2)(c)項に脚注を入れ、これらの項目と第5条(2)(d)項および第13条(2)項との関係を考えて、この条項を最終決定する必要があると指摘した。

コンタクトグループおよび非公式会合

気候変動：参加者は、リオ条約同士の協力を進めるオプションについて議論し、次の問題に焦点を当てた：リードするよう締約国に要請するか、それとも事務局に要請するか；合同作業計画に言及するか、それとも



共同活動のみに言及するか；合同予備会合を暫定的なステップとして紹介するか、それとも合同COPを要請するか。少数の締約国と非締約国の1国は、UNFCCCが既に過剰な議題を抱えていることへの懸念を表明した。

参加者は、次の項目について議論した：合同作業計画への言及削除；リオ条約のマンデートおよび加盟国の違いに言及；リオ+20サミットの準備プロセスについて議長団と協議、議題の作成、関係するCOPの成果報告提出を検討する。議長のBenitezは、少人数グループを設置し議論を続けるよう提案し、REDD+の保留された文章について議論するためコンタクトグループ会合を金曜日に開催するよう提案した。

戦略計画：参加者は、戦略目標および2020年ヘッドライン目標について議論した。生物多様性の価値観を各国の国内および地方の開発ならびに貧困削減戦略および企画プロセスに盛り込むことから議論を開始した。一部の先進国は、生物多様性の価値を「国内アカウント」に入れることを支持したが、他のものは、「国内の算定および報告枠組み」への言及を提案し、さらに他のものは「システム」を希望した。多数の途上国は、国内アカウントへの言及に慎重な姿勢をみせ、他のものは、生物多様性の価値を算定する利点を指摘した。参加者は最終的に、「国内算定および／または報告枠組み」に言及することで合意したが、一部の先進国が「そして」も「または」も必要だと主張したことから、「or」は括弧書きのまま残された。

インセンティブの目標に関し、全ての国とも、プラスのインセンティブへの言及で合意した。途上国および多数の先進国は、助成金排除について強力な表現を希望したが、他の先進国は、これに反対した。最後に参加者は、「遅くとも2020年までに、助成金を含めた生物多様性を損なうインセンティブはこれを排除、段階的解消、または改革し、悪影響の抑制または回避を図る」という表現で合意した。国際的な義務との一致の表現は、少人数グループの議論に委ねられた。交渉は夜に入っても続いた。

資金問題：このグループは資金メカニズムに関する共同議長提案を議論した、これにはWGRI 3で合意された文書も含まれた。参加者は、資金メカニズムに対するガイダンスのレビューについて議論したが、これには附属書に取りまとめられたガイダンスも含まれた。参加者は、資金メカニズムに関係するこれまでの決定および決定要素に言及した規定、決定の取り下げについて合意せず、金曜日にこのセクションに関し再度議論すると決定した。その後、参加者は、GEFの第6回資金募集にあたり、CBD実施に必要な資金額の評価のTORsに言及する決定の一部について議論した。夜も議論が続けられた。

廊下にて

「危機だ。これは危機だ！ まだ認識されていないだけだ」と失望したABS交渉参加者は、木曜日夜の会議室へ向かいながらつぶやいた。ほとんど全ての問題に手を染めた一日が終わり、参加者は、金曜日のプレナリー報告の締め切り時間が迫る中、いらだっているのは明らかであった。遵守に関する夜の会議が、認可や認証の相互参照問題で中断されると、緊張感はさらに高まった、一部のものは、先に進むためにはこの決議



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

は「不可欠」と理解したが、他のものは、「戦略的な動き」だと形容した。名古屋に夜の帳が下りる中、参加者は「脚注に救われ」、今後も議論が続けられることになった。ある参加者は、今夜も遅くまで会合する覚悟をしながら、「どちらで死ぬかの話だ。遵守でなければ病原体問題で殺される」と言い、金曜日午前中に最終決定されるべき最も意見対立の根深い問題、他の条約とABS議定書の関係という問題に言及した。

TEEBの研究開始を受け、廊下では、算定方法が最も良く話題にのぼった。国内アカウントでの生物多様性の価値の算定は、戦略計画に含まれていた。別なところでは、CBDの本予算の中で支援すべきABS活動は何か議論された。国際ABS体制の運用に必要な予算は、体制自体が採択されたところで、補正予算の中で扱ってほしいとの願望から、本予算には入れないとする提案が出されたが、一部のものはこれを「楽観的」と決め付け、他にも「不適切」というものがいた。しかしABS活動については、だれもが、次の2年間予算期間の間に何らかの形で相当な額が必要になるだろうということで、みな意見が一致したようだ。

他方、WG Iでは、草案作成グループが、各国の領海を越えた海洋地域の生物多様性を議論する国連総会に対するCBDの役割を規定した一連の条項と取り組んだ。参加者は、各国の主権や領海を越えた海域で、保護の必要があるところの世界インベントリを作成するという提案が目の目を見るかどうか、憶測していた。地球工学的措置のモラトリアムの可能性についても非公式な意見交換が行われ、世界的な規制枠組の設置という、モラトリアムを外す条件の一つがどうなるかをめぐって憶測が交わされた。

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.